

福島県新型コロナウイルス感染症対策本部員会議において、「郡山市における新型コロナウイルス感染症集中対策」をとることが示され、郡山市内県立学校と同様の対応により感染拡大防止の徹底を図るよう依頼がありました。

記

1 対象期間 令和3年7月26日(月)から令和3年8月15日(日)まで

※ 終了期日に変更となる際は、改めて通知します。

2 対象期間における対応

- (1) 感染リスクの高い学習活動*（部活動を含む）については、停止すること。
- (2) 不要不急の外出及び感染拡大地域への往来を控えること。ただし、全国大会や進路に係る体験入学等への参加について、やむを得ない事情により感染拡大地域へ往来する場合は、往来後2週間の健康観察を徹底すること。
- (3) 宿泊を伴う学校行事、合宿、遠征等は停止すること。
- (4) 部活動（特設活動）及び対外的な交流活動について
 - ① 感染リスクの高い活動を除いて実施可能であること。
 - ② 活動前後及び下校時等に会食することを控え、会話の際はマスクを着用すること。
 - ③ 各種大会への参加は可能とするが、他校との練習試合や合同練習会は停止すること。
 - ④ 外部団体と交流する場合は、感染症対策の徹底について協力を求めること。
- (5) 学校内における感染症対策について
 - ① 健康観察の徹底
 - ・ 登校前の検温等や健康観察を徹底し、体調不良者には休養するよう指導すること。
 - ・ 児童生徒等の同居家族に発熱等の症状が見られる場合は登校を控えること。
 - ② 昼食時は、対面にしない、会話を控える、換気を強化する
 - ③ 教室や職員室等の換気を、常時または定期的実施すること。
 - ④ 感染者や濃厚接触者、その家族等について、SNS等において憶測等による誹謗中傷につながる発信をしないことなど、差別偏見防止のための指導を徹底すること。